

## 滑川市健全な財政に関する条例（素案）

### 目次

#### 第1章 総則（第1条 第3条）

#### 第2章 財政運営の原則

##### 第1節 財政情報の共有（第4条 第7条）

##### 第2節 資産及び負債の原則（第8条 第12条）

##### 第3節 執行における原則（第13条 第15条）

#### 第3章 計画的な財政運営（第16条 第18条）

#### 第4章 雑則（第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、財政運営の指針及び基本的な原則を定めることにより、本市財政の健全化に資することを目的とする。

##### （財政運営の指針）

第2条 市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動向、経済状況等社会環境の変化に即した中長期的な財政の見通しの下に、財政を健全に運営しなければならない。

2 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）及びこの条例の目的に即した計画的な財政運営を行わなければならない。

3 地方債は、地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務としての性格を有することに鑑み、市は、世代間の負担の公平性、財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等に合致しているかなどについて検討し、地方債を発行しなければならない。

##### （責務規定）

第3条 市長は、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

2 職員は、この条例に定める事項を自覚し、十分な注意力をもって、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

## 第2章 財政運営の原則

### 第1節 財政情報の共有

#### (情報共有)

第4条 市は、市民と財政に関する情報を共有し、情報を分かりやすく公開することにより、説明責任を果たさなければならない。

2 市は、財政に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

#### (財務諸表の作成)

第5条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

2 前項各号に規定する財務諸表は、次に掲げる区分につき、作成するものとする。

(1) 普通会計に係る財務諸表

(2) 普通会計及び公営事業会計並びに自治法第221条第3項の規定に基づく出資法人等を連結した財務諸表

#### (実質公債費比率の推計)

第6条 市長は、毎年度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第3号に規定する実質公債費比率（以下単に「実質公債費比率」という。）の向こう5箇年の推計を行い、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

#### (決算状況の公表等)

第7条 市長は、毎年度、国が実施する地方財政状況調査に基づく決算状況を、議会に報告するとともに公表しなければならない。

### 第2節 資産及び負債の原則

#### (基本原則)

第8条 市は、長期的な視点に立ち、資産を管理しなければならない。

2 市は、地方債、公債費に準ずる債務負担行為及び不動産の取得又はこれに類する目的のための債務負担行為並びに債務保証の額について、負債として管理しなけれ

ばならない。

- 3 市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準とし、常に逡減に努める財政運営をしなければならない。

(基金)

第9条 市は、災害対策の財源、その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に対応するための資金を確保し、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、毎年度末の財政調整基金の残高が、地財法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「標準財政規模の額」という。)の概ね100分の15を超えるよう努めなければならない。

- 2 市は、公共施設の修繕のための経費その他の財政の安定性のために資金の留保を必要とする経費については、基金を設けて計画的に積み立て、執行するよう努めなければならない。

(実質公債費比率の目標)

第10条 市は、実質公債費比率が100分の15を超えないよう努めなければならない。

(地方債残高)

第11条 市は、一般会計の毎年度末における地方債の残高(地財法第5条ただし書の規定及び地財法以外の法令により発行した地方債の残高をいう。)が、標準財政規模の額の100分の150を超えないよう努めなければならない。

(起債における検討)

第12条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を検討しなければならない。

- (1) 地財法第5条等に規定する適債性の有無
- (2) 地方債以外の市税等一般財源による事業実施の可能性と財政運営に与える影響
- (3) 当該起債に係る元利償還金が後年度の財政運営に与える影響
- (4) 将来において市民が負担することの妥当性

### 第3節 執行における原則

(歳入及び歳出)

第13条 市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

- 2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

(使用料等の見直し)

第14条 市長は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担との関係を考慮して定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

(補助金の見直し)

第15条 市長は、補助金について、政策的必要性及び効果の観点から、定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

2 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めなければならない。

### 第3章 計画的な財政運営

(総合計画策定における原則)

第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければならない。

2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、次に掲げる事項を基本計画に記載しなければならない。

(1) 一般会計における歳入の見込み

(2) 一般会計における歳出の計画額

(予算を伴う計画)

第17条 市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画(次条に規定する財政計画をいう。以下この条において同じ。)の計画期間内において必要となる予算を明らかにし、中期財政計画に反映させなければならない。

(中期財政計画の策定等)

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定し、議会に報告するとともに公表しなければならない。

(1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

(2) 一般会計における地方債残高の見込み

(3) 財政調整基金等の残高の見込み

### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。